

# 公立大学法人宮崎県立看護大学教員組織の編成方針

平成29年6月26日  
制 定

宮崎県立看護大学（以下「本学」という。）の教育理念の実現と研究・地域貢献活動のさらなる活性化を図るため、限られた資源の中で最も効果的な教員配置がなされるよう、次のとおり教員組織の編成方針を定める。

## 1 教員組織の編成に関する基本的な考え方

教員組織は、本学の教育理念・目的・目標やアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー等に基づき編成された教育課程を、最も効率的で効果的に教授できるよう編成するとともに、研究・地域貢献活動に適切に対応できるよう留意する。

## 2 教員の配置基準

教育課程の編成に基づく教員の配置基準は、原則として表1の教育課程別教員配置基準のとおりとし、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等に則って専任教員の配置を行う。ただし、これにより配置を行うことが困難である場合は、表2の教員配置振替基準により取り扱うものとする。

表1 教育課程別教員配置基準

教育区分	分野	教員配置基準
一般教育	普遍科目	当該分野に、教授又は准教授を配置
専門教育	専門基礎科目	当該分野の各領域に、教授を配置 実験系の授業科目がある領域には助教又は助手を配置
	専門科目	当該分野の各領域に、 教授、准教授又は講師、助教を配置 実習系の授業科目がある領域には助手を配置

表2 教員配置振替基準

本来配置を必要とする教員	振替をすることができる教員	公募する場合の表示例
教授	准教授又は講師	教授、准教授又は講師
准教授	講師又は助教	准教授、講師又は助教
助教	助手	助教又は助手

## 3 教員組織の編成

教員組織の編成は、上記1の基本的な考え方及び2の教員の配置基準に基づく他、本学の専任教員の現況、授業科目と担当教員の適合性、担当授業時間数、教員の年齢構成・職位のバランス、教員確保における現状、設立団体である宮崎県との協議結果や予算措置等を総合的に勘案し、人事委員会において検討を行う。

(1) 教員組織編成表の作成

人事委員会で検討した教員組織の編成については、理事会等での審議を経て、公立大学法人宮崎県立看護大学教員組織編成表として取りまとめる。

なお、当該編成表は、必要に応じ随時見直しを行うものとする。

(2) 教員の採用計画

教員の採用計画については、教員組織編成表に基づいて、人事委員会で作成する。